

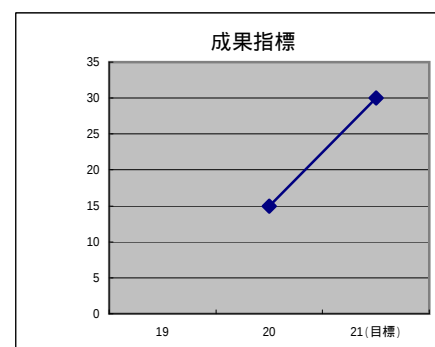
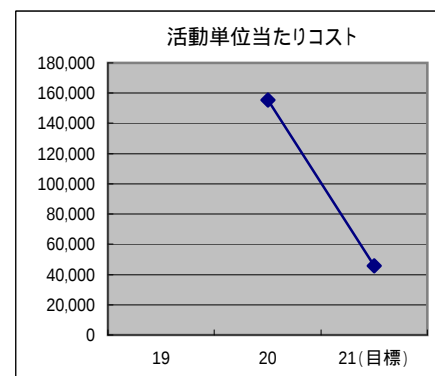
平成 21 年度 事務事業評価シート(平成 20 年度実施事業)

整理番号

保健01

事務事業名		南河内圏域障害児（者）歯科診療所事業負担金事業		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	4	衛生費	
	施策(節)	1	保健・医療		項	1	保健衛生費	
	施策の方向	(4)	医療体制の充実		目	1	保健衛生総務費	
	事業	1	保健衛生管理		事業	1	保健衛生管理	
関連する計画等				作成部署		保健福祉部保険健康室健康増進課		
大阪府保健医療計画				連絡先		072 - 958 - 1111 内線 5150		
事業の目的	対象（誰を・何を）							
	障害のある方で、地域の歯科診療所での歯科治療や口腔衛生指導が困難な方。							
	意図（どういう状態にしたいのか）							
	障害があっても適切な歯科治療や口腔衛生指導が受けられるようにする。							
事業の内容	南河内 6 市 2 町 1 村による共同事業。							
	河内長野市立休日急病診療所において、毎週木曜日の午後1時から午後5時まで実施。（予約制） 精神遅滞や脳性まひ等の障害をもっている適切な治療が受けられるよう、専用の機器を設置し、専門の研修を受けた歯科医師と歯科衛生士が診療及び必要な口腔衛生指導を行っている。							
根拠法令等								
事業開始時期		平成 20 年開始				終了年度	平成 年度	
事業開始時からの状況変化		障害児（者）の歯科診療は一般の歯科診療所では施設等の制約により受け入れが困難な場合が多いが、当該事業が実施され、安心して治療を受けられるようになっている。						
市民や議会の要望								
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 外郭団体委託 名称		☐ 民間委託 名称		委託内容		

区 分		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (見込み)
事業費【1】 (千円)			3,813	2,217
人件費【2】 (千円)		0	75	75
職員数	正規職員	0.00 人	0.01 人	0.01 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費(【1】+【2】)【A】 (千円)		0	3,888	2,292
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	0	3,888	2,292
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		19年度	20年度	21年度(目標)
診療日数 日			25	50
活動単位当たりコスト(【A】/【B】) 円			155,520 円	45,840 円
市民1人当たりコスト(【A】/人口) 円		0 円	32 円	19 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名	単位	指標設定の考え方	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	外来患者数	人	歯科診療や口腔衛生指導が必要な障害児（者）が治療等を受けられた数	目標	15	達成率(%)
	式)			実績	15	100.0%
	式)			目標		達成率(%)
				実績		

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	障害の有無にかかわらず、誰もが適切な歯科診療を受けられる体制を確保することは、行政の役割である。

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害児（者）においては、口腔内を清潔に保つことが困難な場合が多いため、う蝕・歯周病等の歯科疾患が発生しやすい。また、障害児（者）の歯科診療は、一般の歯科診療所では施設等の制約により受け入れが困難な場合が多いため、行政として安心して治療を受けられる体制を確保することが必要である。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☒	☐	☐	圏域内の歯科医師会の協力により、輪番に出務していただき、診療を行っているほか、南河内全体の広域的な取り組みとして、事業の効率化をはかっている。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☐	☐	☒	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
有効性	上位の施策（目的）が明確である	☒	☐	☐	市民の健康と安心を確保するうえで、必要な事業である。
	上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☒	☐	☐	南河内圏域障害児（者）歯科診療事業実務者連絡会に医療関係者の参加をいただき、市民意見の反映を行っている。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	外来患者への確実な診療を行っている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	平成20年度から事業が実施され、障害児（者）が安心して歯科診療及び口腔衛生指導を受けられるようになったことは、市民の健康と安心の確保につながっている。事業は始まったばかりであり、引き続きこの事業を安定的に運営していくことが必要である。	
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）	

事業が安定的に運営できるよう、南河内圏域障害児（者）歯科診療事業実務者連絡会などを通して医療関係者や関係行政との緊密な連携を図るとともに、事業対象者への周知をすすめる。